

医療的ケアが必要な障害児への支援について

これまでの動き

医療的ケアが必要な障害児について

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加
- しかし、医療的ケアが必要な障害児が利用できるサービスは限定

【医療的ケア児数 (R1)】
 ・全国で約2万人と推計 (厚労省研究班報告)
 ・人口比率より、都内では約2,000人と推計

児童福祉法の一部改正 (平成28年5月)

- 【障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応】
- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- 【施行期日】 平成28年6月3日

都の取組

今後の取組

- 医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む。

医療的ケア児の支援・2年度の取組

1 連携の促進

- 医療的ケア児支援関係機関連絡会【29年度～】
⇒医療的ケア児を含む障害児への支援に関わる関係機関の連絡調整・意見交換の場の確保

2 在宅支援の充実

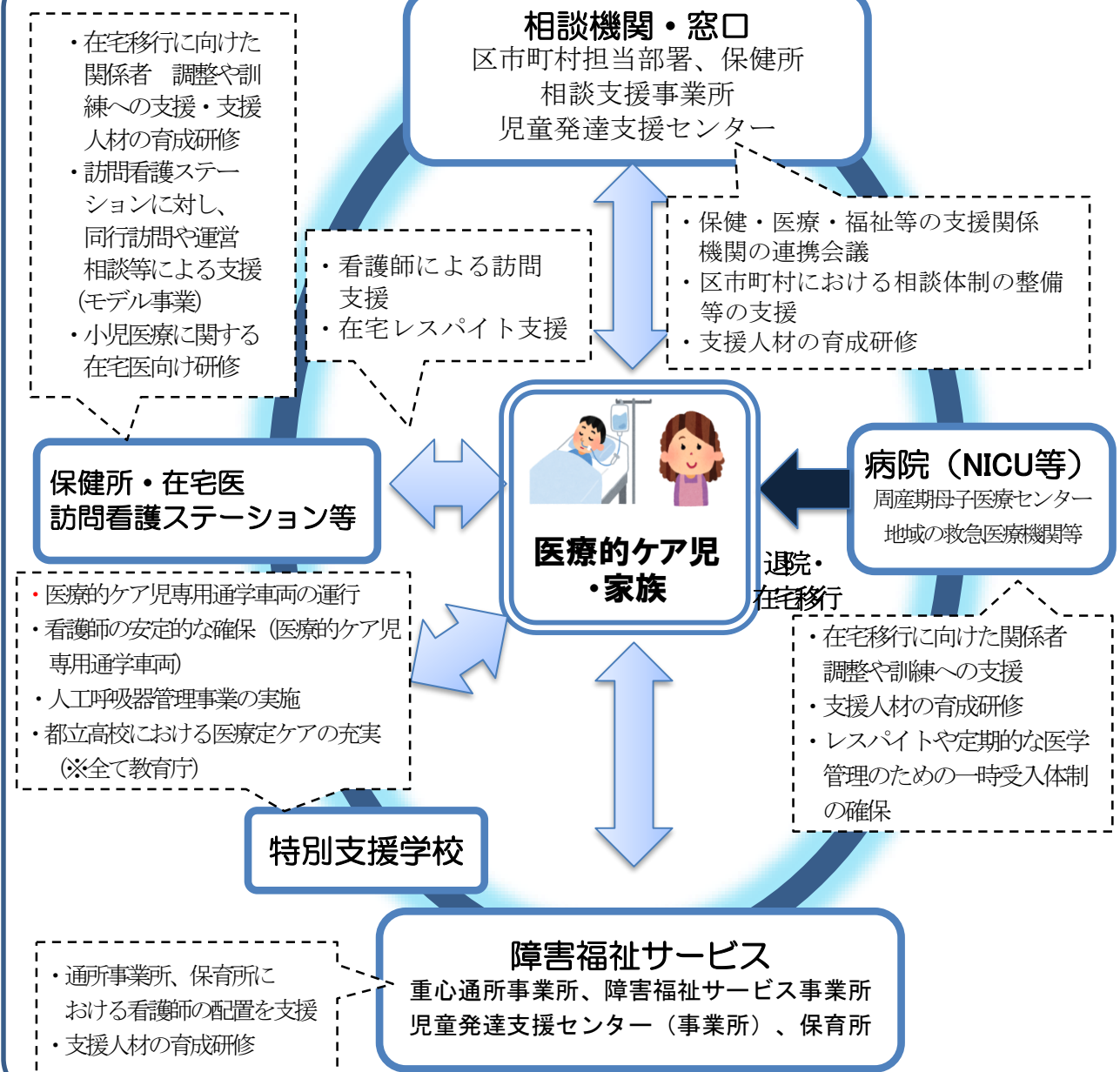
- 早期療育支援 (訪問支援)
- レスパイト支援

- 重症心身障害児等在宅療育支援事業【29対象拡大】
⇒訪問事業(看護師による訪問支援の実施等)の対象拡大(在宅の医療的ケア児も対象化)
- 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業【29対象拡大】
⇒在宅の重症心身障害児(者)に加え、在宅の医療的ケア児を介護する家族等まで対象拡大

3 支援人材の育成

- 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業【30年度～】
⇒医療的ケア児の訪問看護に対応する訪問看護S Tの拡大を図るため、業務連絡会や運営相談等を行うモデル事業を実施
- 医療的ケア児支援者育成研修【29年度～】
⇒関係機関職員に対し基本的な知識を付与し支援者として育成
- 医療的ケア児コーディネーター養成研修【30年度～】
⇒医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを養成

全体イメージ



相談機関・窓口
 区市町村担当部署、保健所
 相談支援事業所
 児童発達支援センター

- 在宅移行に向けた関係者 調整や訓練への支援・支援人材の育成研修
- 訪問看護ステーションに対し、同行訪問や運営相談等による支援(モデル事業)
- 小児医療に関する在宅医向け研修

- 保健・医療・福祉等の支援関係機関の連携会議
- 区市町村における相談体制の整備等の支援
- 支援人材の育成研修

保健所・在宅医 訪問看護ステーション等

- 医療的ケア児専用通学車両の運行
- 看護師の安定的な確保(医療的ケア児専用通学車両)
- 人工呼吸器管理事業の実施
- 都立高校における医療的ケアの充実(※全て教育庁)



医療的ケア児・家族

病院 (NICU等)
 周産期母子医療センター
 地域の救急医療機関等

退院・在宅移行

- 在宅移行に向けた関係者調整や訓練への支援
- 支援人材の育成研修
- レスパイトや定期的な医学管理のための一時受入体制の確保

特別支援学校

- 通所事業所、保育所における看護師の配置を支援
- 支援人材の育成研修

障害福祉サービス
 重心通所事業所、障害福祉サービス事業所
 児童発達支援センター(事業所)、保育所